

魚津市棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：魚津市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

西布施地区 大沢棚田、御影棚田、日尾棚田、黒沢棚田、長引野棚田
上中島地区 下椿棚田、舂方棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止

棚田全体において、耕作放棄地が増加しないよう現状の維持に努める。

・生産性の向上

省力化技術を模索し、作業効率の向上を目指す。

防草シート布設（L=0m → 100m）

大沢棚田 20m 御影棚田・日尾棚田・黒沢棚田各 10m 長引野棚田 20m

下椿棚田 10m 舂方棚田 20m

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

棚田全体において、地域住民等の協力を得て鳥獣害対策を実施し、農作物被害の軽減を図りながら営農活動を継続し、自然環境の保全・活用を維持する。

侵入防止柵施工（L=0km → 1.8km）舂方棚田 1.8km

・伝統文化の継承

◇西布施地区

地域の四季折々の伝統行事や習慣などが織り込まれた民謡「布施谷節」を「布施谷保存会」が各種行事等の機会に謡い継ぐことで、「布施谷節」を未来に継承していく。

◇上中島地区

舂方城は戦国時代の動乱期に築城されたものとみられ、城跡は市指定史跡となっている。現存する多くの関連史跡を含めた城跡一体を象徴とし、この地の歴史と伝統を未来に継承していく。

・良好な景観の形成

ひまわり等の景観作物の栽培に加え、ホタルが生息できる自然環境を保全する。

水路整備（0m → 30m） 御影棚田 15m 日尾棚田 15m

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

◇西布施地区

市の花「カノコユリ」の産地として知られる当地区では、ゆりの栽培のほかにもぶどうの産地としても知られており、多くの品種が栽培されており、農業を軸とした魅力発信の素養が十分にあるといえる。

関係人口創出 ユリ見本園来場者数 1,900人（令和5年度実績1,800人）

◇上中島地区

地区内に所在する公共施設「魚津もくもくホール」にて、地域で採れた農産品を販売するもくもく感謝祭など、各種の催しを通して地域へ人を呼び込み、地域の魅力を発信する。

関係人口創出 もくもく感謝祭来場者数 800人（令和5年度実績750人）

なお、両地区ともに来場者に関しては、地区外の親子連れなどの若い世代の呼び込みに注力し、地区の魅力を感じてもらうことを目的とする。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

- 地域住民の協力のもと、鳥獣害対策や農地の草刈り、水路農道の維持管理を行い、棚田の耕作を継続するとともに、その景観を守り続けていく。

・生産性の向上

- 畦畔への防草シート施工等、農作業を効率化・省力化するための方策を探る。

- 地域のリーダーとなる農業者や農業に強い意欲のある担い手に農地を集約する。

- 水路や農道などの農業インフラの適切な維持管理に努める。

なお、水路整備にあたっては、田に水を供給するという農業用水本来の機能を優先する一方、ホタルの餌となるカワニナ等が生息できる土水路の区間を一部残すこととする。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

- 耕作を継続することにより地域固有の生態系の保持に努める。

- 侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣害対策を適切に行う。
- ・ 伝統文化の継承
 - 地区の伝統行事などについて、地域広報誌等を用いて情報発信することにより、伝統文化の継承を推進する。
- ・ 良好な景観の形成
 - ひまわり等の景観作物の植栽に加え、ホタルが生息する自然環境を保全する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

◇ 西布施地区

カノコユリ、ぶどうの産地として名高い西布施地域は、天神山城跡や千光寺といった歴史を感じさせる名所も存在しており、棚田の情緒が一体となり地区全体の魅力を底上げしている。

また、地域住民が主体となって開催している「西布施文化フェスティバル」は、日ごろの文化的活動の発表の場となっており、地域の文化を継承・発展させるための大切な機会である。同時に地域外からの来場者に地域の魅力と活力を広く知ってもらう機会であるので、継続して開催していく。

◇ 上中島地区

「もくもくホール」を会場として開催される「もくもく感謝祭」をはじめとした各種の催しにおいて、地域で採れた農産物を販売し、上中島地区の魅力を多くの人に知ってもらう。

また、地区東方に存在する舁方城跡をはじめとした城跡関連遺跡は有力な観光資源であり、この地から眺める棚田の眺望の素晴らしさを発信していく。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の魚津市指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興活動の実施主体

魚津市指定棚田地域協議会は、農業者、土地改良区、農業協同組合、魚津市、富山県（新川農林振興センター）等で構成する。参加者の名称又は氏名については、別表のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

棚田振興法第8条第10項に基づき、協議会の構成員は、互いに協力して指定棚田地域振興活動計画の実施に努める。